

付属文書：

一般人口に対するビタミン及びミネラルの栄養参照量の設定に関する一般原則

CAC/GL 2-1985



**Food and Agriculture Organization of the
United Nations**

Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
by the
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文書は、当初、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により、「付属文書：一般人口に対するビタミン及びミネラルの栄養参照量の設定に関する一般原則（CAC/GL 2-1985）」として出版されたものである。日本語への翻訳は、日本政府の厚生労働省によってなされた。

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、FAOあるいはWHOのいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAOあるいはWHOが承認あるいは推薦していることを意味するものではない。本文書において表明された見解は、筆者の見解であり、必ずしもFAOあるいはWHOの見解を示すものではない。

付属文書：一般人口に対する栄養参照量の設定に関する一般原則

CAC/GL 2-1985

1. 前文

これらの原則は、36 カ月齢を超える個人として特定される一般人口に対するコーデックス栄養参照量 (NRVs) の設定に適用される。消費者は、1) 健康的な食事摂取全体に対する個々の製品の相対的な寄与を推定するために、及び 2) 製品間の栄養素含有量を比較する方法の 1 つとして、これらの量を役立てることができる。

政府は、NRVs を使用すること、あるいは表示を目的とした独自の栄養参照量を設定する上で、下記の一般原則の適切性及び国又は地域特有のその他の因子を考慮することを奨励される。例えば国レベルでは、国及び各年齢-性別集団の比率に関する国勢調査データを用いて、年齢-性別集団の科学に基づく 1 日参照摂取量に加重を与えることにより、一般人口に対する人口加重値を設定できる。さらに政府は、食品表示のために栄養の吸収、利用、又は所要量に影響を及ぼす国又は地域特有の因子を考慮した栄養参照量を設定してもよい。また、一般人口の特定の部分に対して別個の食品表示参照量を設定するかについても検討できる。

2. 定義

2.1. 本原則で使用される、「1 日摂取参照量」は、セクション 3 の原則及び基準に基づく栄養参照量 (NRV) の設定において考慮されるかもしれない FAO/WHO 及びその他広く認められた権威ある学術機関によって提供される参照栄養摂取量である。

2.2. 「個別栄養素量 98 (INL₉₈)」⁷は、特定のライフステージ及び性別集団に属する一見健康な個人の 98 パーセントの栄養所要量を満たすと推定される 1 日栄養摂取量である。

2.3. 「許容上限摂取量 (UL)」⁸は、人間の健康に悪影響を及ぼす可能性が低いと判断された、ある栄養素のあらゆる供給源からの習慣的な摂取量の最大値である。

2.4 「許容主要栄養素分布範囲 (AMDR)」は、必須栄養素の適切な摂取量を提供し、食事関連性の非感染性疾患のリスク低下に関連する特定のエネルギー源についての摂取量の範囲である。主要栄養素については、一般的にエネルギー摂取量のパーセンテージとして示される。

3. NRV の設定に関する一般原則

3.1 NRVs を設定するための適切なデータソースの選択

3.1.1 最新の科学的なレビューに基づく FAO/WHO が提供する関連 1 日栄養摂取量は、NRV を設定する際の主要なソースとして考慮すべきである。

3.1.2 FAO/WHO 以外の広く認められた権威ある学術機関によって提供され、最新の独立した科学のレビューが反映された関連 1 日栄養摂取量についても考慮できる。証拠が系統的

⁷ 例えば推奨食事許容量 (RDA)、推奨 1 日許容量 (RDA)、参照栄養摂取量 (RNI)、人口参照摂取量 (PRI) など、この概念に関しては国によって別の用語が使用されている可能性がある。

⁸ 例えば耐容上限栄養摂取量 (UL) や安全摂取範囲の上限など、この概念に関しては国によって別の用語が使用されている可能性がある。

レビューによって評価されている量を優先すべきである。

3.1.3 1日参照摂取量は、一般人口における摂取の推奨量を反映すべきである。

3.2 NRVsに係る栄養素と適切な根拠の選択

3.2.1 NRVs-Rに係る栄養素と適切な根拠の選択

3.2.1.1 NRVs-Rは個別栄養素量 98 (INL₉₈)に基づくべきである。特定の下位集団に対する栄養素の INL₉₈ が設定されていない場合には、広く認められた権威ある学術機関によって設定されたその他の参照量又は範囲の使用を検討することが適切かもしれない。これらの量の引用については、個別に見直しを行うべきである。

3.2.1.2 一般人口の NRVs-R は、36 カ月齢を超える選ばれた参照人口集団に対する平均値を計算することにより決定すべきである。コーデックス委員会が導き出した NRVs-R は、成人男性及び成人女性のそれぞれに関して該当する最大の年齢幅に基づいている。

3.2.1.3 これらの NRV を設定するためには、妊婦及び授乳中の女性に対する量は除外すべきである。

3.2.2 NRVs-NCDに係る栄養素と適切な根拠の選択

3.2.2.1 NRVs-NCD の設定のための栄養素の選択にあたっては、以下の基準を考慮すべきである。

- 少なくとも人口の主要な一集団（例えば成人）における、疾患リスクの有効なバイオマーカーを含む、栄養素と非感染性疾患のリスクの関係のためのグレード分類⁹の下で、**确实¹⁰一般的に妥当と認められる¹¹科学的証拠又は比較可能な証拠のレベル**
- コーデックス加盟国間における栄養と非感染性疾患リスクの関係性の公衆衛生上の重要性

3.2.2.2 一般人口にも適用可能な NRV-NCD を決定するためには、1日摂取量の定量的な参照値についての査読を受けた科学的な証拠が利用可能となるべきである。

3.2.2.3 FAO/WHO 又はその他広く認められた権威ある学術機関によって示され、NRVs-NCD として検討されるかもしれない1日摂取参照量は、絶対値又はエネルギー摂取のパーセンテージとして表わされる数値を含む。

3.2.2.4 栄養表示を実際に適用するためには、一般人口に関する単一の NRV-NCD が、本附属文書の原則及び基準に合致する各栄養素について設定されるべきである。3.2.2.5 一般人口に関する NRV-NCD は、一般人口又は成人における1日摂取参照量から決定されるべきであり、もし性別が分かれば、成人男性及び成人女性の平均値によるべきである。

3.2.2.6 1日摂取参照量がエネルギー摂取のパーセンテージに基づいている場合、単一の NRV-NCD は、一般人口の 8370 キロジュール/2000 キロカロリーの参照摂取量に基づいたグ

⁹本ガイドラインの原則が起草された時点において、「确实な証拠 (convincing evidence)」の定義と基準は、FAO/WHO の報告書「食事、栄養及び生活習慣病の予防 (WHO Technical Report Series 96, WHO, 2003)」において用いられている。

¹⁰本一般原則において、「确实な証拠/一般に妥当と認められる証拠」の用語は同義語と見なされる。

¹¹WHO ガイドライン検討委員会、ガイドライン作成のための WHO のハンドブック (世界保健機関 (WHO)、2012、ジュネーブ) (http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/75146/1/9789241548441_eng.pdf)

ラム又はミリグラムで表されるべきである。

政府は、8370 キロジュール/2000 キロカロリーの参照エネルギー摂取量に基づくコーデックス NRV-NCD を使用することができる。もしくは、各国又は地域特有の要因を考慮した他の参照エネルギー摂取量に基づく栄養表示のために、独自の参照量を引用することができる。

3.3 1 日摂取参照量の上限値の検討

一般人口の NRVs の設定に当たっては、妥当な場合、FAO/WHO 又は広く認められた権威ある学術機関によって設定された 1 日摂取参照量の上限値を検討すべきである。(例えば、許容上限摂取量、許容主要栄養素分布範囲)